



令和8年度 新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和8年3月5日

新潟県柏崎地域振興局健康福祉部

受付期間	令和8年3月5日(木)～	令和8年3月18日(水)
面接日	令和8年3月19日(木)	

● 柏崎地域振興局健康福祉部で勤務する臨時的任用職員(福祉行政、保健師、看護師又は行政事務)を募集します。

- ・ 臨時的任用職員： 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- ・ 採用予定期間： 令和8年4月1日(水) ～ 令和9年3月31日(水)

※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

1 採用職種・人数等

職種	人数	業務内容	勤務場所
福祉行政 保健師 看護師 又は 行政事務	1人	地域保健に関する業務 ・ 精神保健福祉に関する業務 ・ 難病通院費助成制度に関する業務	柏崎地域振興局健康福祉部 (柏崎市鏡町11番9号)

2 応募の資格

(1) 資格又は免許等

職種	資格要件
福祉行政 保健師 看護師	<p><福祉行政> 次の各号のいずれかに該当し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人</p> <p>① 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人</p> <p>② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)若しくは専攻を卒業若しくは修了した人(教養課程のみの心理学履修者は除く。)</p> <p><保健師、看護師> 保健師、看護師のいずれかの資格を有し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人</p>
行政事務	<p><行政事務> 高校卒業程度の学力を有し、パソコンのワープロ・表計算を活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人</p>

(2) その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日時	考査会場	住所・電話番号
令和8年3月19日(木)	柏崎地域振興局健康福祉部 会議室(2階)	柏崎市鏡町11番9号 TEL 0257-22-4165

(2) 選考考査の方法

項 目	内 容
面接考査 〔 受付後、宣誓書に必要事項を記入していただきます。 〕	臨時的任用職員として、職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験にあたっての留意事項

- ア 当日は受付時間までに直接会場へおいでください。遅刻者は受験できません。
- イ 鉛筆、消しゴム、黒のボールペンを必ず持参してください
- ウ 自家用車で来庁の場合は、正面玄関前の駐車場をご利用ください。
- エ ごみは、各自持ち帰ってください

4 考査結果の通知

選考考査の結果(合否)は、受験後2週間以内に郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による請求では提供できません。

提供請求できる人	提供内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から1か月間(土・日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時15分まで	柏崎地域振興局 健康福祉部

6 勤務予定期間

令和8年4月1日(水) ～ 令和9年3月31日(水)

※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

7 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで
イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間:正午から午後1時まで)

(2) 給料

資格、学歴、勤務経験等によって異なりますが、高校新卒者(18歳 行政事務)の場合、概ね月額205,000円、大学新卒者(22歳 福祉行政)の場合、概ね月額230,000円です。

(3) 諸手当

- ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。
イ 期末手当、勤勉手当、住宅手当(借家・借間の場合に限る。)及び通勤手当については、勤務期間等に応じて支給します。

(4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- [例] ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

8 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記(5)の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 (ア) 臨時的任用職員採用選考考査申込書、または市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ) ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 臨時的任用職員採用選考考査申込書、または市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査申込」と朱書きしてください。
(2) 添付書類	福祉行政、保健師、看護師として申し込む場合は、資格要件を確認するため、次の資格要件を証明する書類を必ず添付してください。 <福祉行政> 2-(1)の表の「履修科目の証明書等の書類」 <保健師、看護師> 「資格免許証の写し」
(3) 申込受付期間	令和8年3月5日(木) から 令和8年3月18日(水) まで
(4) 持参の場合の申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。
(5) 問い合わせ先及び申込先	新潟県柏崎地域振興局健康福祉部 (庶務・調整担当) 〒945-0053 柏崎市鏡町11番9号 電話 0257-22-4165

